

関市スポーツ協会 補助金事業について

補助金の種類	補助対象	会場費用	金額
強化事業補助金	団体所属員の競技力向上のための強化事業の費用。 例：県民スポーツ大会のための強化練習会 競技規則等の講習会など	1/4	経費の1/2 支給上限 5万円
市民大会事業補助金	「関市民が参加対象の大会」を開催する場合の費用。 ※協会員だけでなく一般参加OKの大会であること。	1/4	2万円
関市民スポーツ大会補助金	関市民スポーツ大会の一環として開催する大会の費用。 大会の冠に、「関市民スポーツ大会 ○○（種目名）大会」とつけること。	免除	2万円
<p><u>参加費をとっても、経費の支給額は変わりません。</u></p> <p>ただし、加盟団体全体の申請額が予算をオーバーした場合、申請どおりに支給できない事があります。</p>			

申請手順

- 1、事業計画書に記入して、関市スポーツ協会事務局へ提出して下さい。
事業の終了後に、事業報告書を提出して下さい。
データは、関市スポーツ協会ホームページの「各種書式ダウンロード」よりダウンロードして下さい。
- 2、強化事業を申請される場合、経費の領収書を必ず保管して下さい。
ガソリン代・高速代についても料金を証明する書類が必要です。
強化事業終了後、大会実施報告書を提出して下さい。
報告書には、領収書のコピーを添付して下さい。
- 3、報告書のチェック後、請求書の様式を送りますので、
関市スポーツ協会事務局へ提出して下さい。
請求書提出後、指定の口座へ振り込みさせていただきます。

強化事業における必要経費の区分

経 費	経 費 の 説 明
報償費	・ 講師謝礼 ・ トロフィー、賞状等
旅 費	・ 遠征等旅費（バス・電車）
需用費	
（消耗品費）	・ 冊子、チラシ代等 ・ 大会に使うボール等
（燃料費）	・ ガソリン代等
（食糧費）	・ 弁当代（1人1,050円まで） ・ 賄費は認めない。
役務費	・ 振り込み手数料 ・ 郵送料・電話代等
使用料及び賃借料	・ 会場使用料 ・ レンタカー
備品購入費	・ 申請事業に関係する物で、共有できる物であること。 ・ 長期的に活用できる物であること。

経費の領収証は必ず保管し、コピーをとって報告書と一緒に提出して下さい。